

国海査第453号の3  
平成27年1月23日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省 海事局  
検査測度課長 園田 敏彦



船内騒音コードに基づく船内騒音測定者の養成に係る講習実施機関としての認定について

標記に関し、「船内騒音コードに基づく船内騒音測定者の養成に係る講習実施機関認定の要件等を定める規則」（平成27年1月9日付 国海査第424号）の規定に従い、下記のとおり認定したので通知します。

記

1. 認定した講習実施機関の名称及び住所  
名称：一般財団法人 日本建築総合試験所  
住所：大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号
2. 認定の範囲  
船内騒音コード（IMO 決議 MSC. 337(91)）に基づく船内騒音測定者の養成に係る講習に限る。
3. 認定日及び認定書の有効期限  
認定日：平成27年1月23日  
認定書の有効期限：平成32年1月22日

